

## 緊急通報装置給付・貸与事業運営要綱

### (目的)

第1条 身体障害者に対し、緊急通報装置を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、上板町であって、厚生労働大臣の指定を必要とする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、ひとり暮らしの重度身体障害者で町が必要と認める者とする。

### (緊急通報装置の性能)

第4条 対象者が身につけることが可能で、ごく簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な機器とする。

### (実施上の留意事項)

第5条 町は、緊急通報装置の給付等を行うに当たっては、次に掲げる対象者の支援体制の整備を行うものとする。

#### (1) 協力員の確保

対象者の緊急時に迅速に対象者宅に出向き、状況等を確認し、必要な措置をとることのできる協力員を確保すること。

#### (2) 関係協力機関との連携

緊急時の救援等のため、消防署、障害福祉施設、医療機関、協力員による連携システムを確立すること。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。